

10年保存

地発第0331019号

基発第0331029号

平成20年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

職業病相談員の配置について

職業病相談員（以下「相談員」という。）については、「職業病相談員規程（平成13年厚生労働省訓第47号）」、昭和50年5月22日付け基発299号「職業病に関する相談業務の推進について」及び昭和50年6月9日付け基発325号「職業病相談員の委嘱手続等について」に基づき、労働者の業務上の疾病（以下「職業病」という。）に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による補償に係る事務の迅速かつ適正な処理と健康の増進に資するため、医師又は非医師の者を委嘱し労働基準監督署に配置してきたところである。

しかしながら、職業病に関する相談については、医学的事項に及ぶことが多いことから、相談員をすべて医師とすることとしたところである。

については、別紙1「職業病相談員規程（〔改正〕平成20年厚生労働省訓第54号）」、別紙2「職業病相談員設置要領」及び別紙3「職業病相談室設置要領」に留意し、相談員設置の所期の目的を達成するよう配慮するとともに、効果的な業務運営に努められたい。

なお、昭和50年5月22日付け基発299号「職業病に関する相談業務の推進について」及び昭和50年6月9日付け基発325号「職業病相談員の委嘱手続等について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。

○厚生労働省訓第54号

部 内 一 般

職業病相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月27日

厚生労働大臣 舩添 要一

職業病相談員規程の一部を改正する訓令

職業病相談員規程（平成13年厚生労働省訓第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「その他労働衛生に関し学識経験を有する者」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

職業病相談員規程の一部を改正する訓令新旧対照条文

○ 職業病相談員規程（平成13年厚生労働省訓第47号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（設置） 第1条 （略） （委嘱） 第2条 相談員は、職業病に関し学識を有する医師のうちから委嘱する。 （職務） 第3条 （略） （任期等） 第4条 （略） （秘密を守る義務等） 第5条 （略） （その他の事項） 第6条 （略） 附 則 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。</p>	<p>（設置） 第1条 （略） （委嘱） 第2条 相談員は、職業病に関し学識を有する医師<u>その他労働衛生に関し学識経験を有する者</u>のうちから委嘱する。 （職務） 第3条 （略） （任期等） 第4条 （略） （秘密を守る義務等） 第5条 （略） （その他の事項） 第6条 （略） 附 則 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。</p>

○職業病相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第47号）

〔改正〕平成20年3月27日訓第54号

部 内 一 般

職業病相談員規程を次のように定める。

職業病相談員規程

（設置）

第1条 労働者の業務上の疾病（以下「職業病」という。）に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による補償に係る事務の迅速かつ適正な処理と労働者の健康の増進に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める労働基準監督署に職業病相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 相談員は、職業病に関し学識を有する医師のうちから委嘱する。

（職務）

第3条 相談員は、労働基準監督署長の指示を受けて、職業病に関する労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働基準法の規定による補償並びに労働者の健康に関する事項について労働者、使用者その他の関係者の相談に応じ、必要な指導を行う。

（任期等）

第4条 相談員の任期は、1年とする。

2 相談員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務等）

第5条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（その他の事項）

第6条 この規定に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成20年3月厚生労働省訓第54号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

「職業病相談員設置要領」

職業病相談員（以下「相談員」という。）の配置については、「職業病相談員規程」（平成13年厚生労働省訓第47号〔改正〕平成20年厚生労働省訓第54号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

相談員は、労働基準監督署に配置し、労働基準監督署長の指示を受けて、労働者の業務上の疾病（以下「職業病」という。）に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による補償並びに労働者の健康に関する事項について労働者、使用者その他関係者の相談に応じ、必要な指導を行う。

2 委嘱

相談員は、非常勤とし、次の要件を具備した者のうちから、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

- (1) 医師免許を有する者であって社会的信望があり、労働基準監督署の業務に深い関心と理解をもち、労災補償業務に積極的に協力する熱意を有する者であること。
- (2) 相談員に委嘱されることにより自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて相談員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

相談員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において相談員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留任期とする。

なお、相談員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

相談員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

相談員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。

- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6. 発令手続

相談員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

局長は相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ①本人の承諾書（様式1）1通
- ②履歴書（様式2）1通
- ③委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は、相談員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

- ①解職辞令（写）（様式4）1通

なお、相談員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

(4) 公務災害

相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

(5) 執務準則

相談員が、その業務を行うに当たっては、別紙「職業病相談員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

職業病相談員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現住所
氏名
生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業
(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日
(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式3

氏 名

職業病相談員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

氏 名

職業病相談員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働基準監督署
職業病相談員

氏 名

「職業病相談員執務準則」

- 1 職業病相談員（以下「相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「職業病相談員規程」（平成13年厚生労働省訓第47号〔改正〕平成20年厚生労働省訓第54号）によるほか、この職業病相談員執務準則によらなければならない。
- 2 相談員は、労働者の業務上の疾病（以下「職業病」という。）に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による補償並びに労働者の健康に関する事項について労働者、使用者その他関係者の相談に応じ、必要な指導を行うことにより、職業病についての健康相談及び生活指導等を行うものとする。
- 3 相談員は、労働基準監督署に設置する職業病相談室に配置し、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事項について労働者、使用者その他関係者の相談に応ずるものとする。
 - (1) 労働者の健康障害に関する事項
 - (2) 労働者の療養に関する事項
 - (3) 労働者の職場復帰に関する事項
 - (4) 職業病に係る法令の適用に関する事項
 - (5) 労働者の健康の増進に関する事項
 - (6) その他職業病に関する事項
- 4 相談員は、上記3に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度署長に報告し、その処理について署長の指示を受けなければならない。
 - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要があるもの等自らその指導を行うことが適当でないと判断した場合
 - (2) その他事案の内容から判断して署長の指示を受ける必要があると判断した場合
- 5 相談員は、上記3に掲げる業務に関し、相談を受けたときは、職業病相談票（別紙）を作成し、保存するものとする。この場合、その写しを署長に提出するものとする。
- 6 相談員は、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
 - (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
 - (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
 - (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

(別紙)

職業病相談票

監督署
職業病相談室

相談年月日	新規	再来(回目)	相談員			印
	. .		氏名			
相談来室者氏名					労使の別	労 . 使
事業所等の	名称	(本社・支社)				
	所在地	TEL()				
	労働者数	事業の種類(※)	労災保険加入の有無		(保険番号) 有 . 無	
被災労働者の	氏名	性別		男女	生年月日	(歳)
	業務内容					
	自覚症状	当該相談事項に係る受診の有無		(診断名) 有 . 無		
相談項目	相談の要旨					
① 労働者の健康障害に関する事項 ② 労働者の療養に関する事項 ③ 労働者の職場復帰に関する事項 ④ 職業病に係る法令の適用に関する事項 ⑤ 労働者の健康の増進に関する事項 ⑥ その他職業病に関する事項						
					整理番号	

(※) 労災保険事業細目表による

相 談 要 旨

処 理 経 過

「職業病相談室設置要領」

職業病相談員（以下「相談員」という。）による相談業務を効率的に行うため、職業病相談室（以下「相談室」という。）を設置することとし、配置については、次の細目によることとする。

1 設置目的

労働者の業務上の疾病（以下、「職業病」という。）については、その発症が多様となっており、労働者の健康障害に関する諸問題が社会的に重視される実情にある。したがって、これに対処するため平成13年1月6日厚生労働省訓第47号「職業病相談員規程」による職業病相談員が配置された労働基準監督署に「職業病相談室」を設置し、職業病についての専門医による健康相談及び生活指導等を行い、疾病の早期発見、早期治療、又は職場復帰の促進等を図り、もって労働者の健康と福祉の増進に寄与するものとする。

2 設置場所

相談室は、労働基準監督署に設置するものとする。

3 相談室の構成及び相談日等

- (1) 相談室は相談員をもって構成する。
- (2) 相談室には、相談員1名を必ず配置するものとする。
- (3) 相談室においては、原則として月2回の相談日を設けるものとし、相談日の指定等その細目は、当該労働基準監督署長が定めるものとする。

4 相談事項

相談室においては、次の事項について労働者、使用者のその他関係者（以下「労働者等」という。）の相談に応ずるものとする。

- (1) 労働者の健康障害に関する事項
- (2) 労働者の療養に関する事項
- (3) 労働者の職場復帰に関する事項
- (4) 職業病に係る法令の適用に関する事項
- (5) 労働者の健康の増進に関する事項
- (6) その他職業病に関する事項

5 相談室の運用上の留意事項

- (1) 相談室における相談は、職業病の補償等に関する行政サービスの一環として行うものであるから、相談室での取扱いに適合しないような案件についてまで取り扱わせるべきでないこと。したがって、相談員の行う相談業務と行政機関として行わなければならない業務との区分に留意し円滑に業務が行われるよう措置すること。

- (2) 相談員は、配置された労働基準監督署の管轄地域にこだわることなく当該地域外の事業場の労働者等より相談を受けた場合であっても相談に応ずること。
- (3) 相談業務に関連して現況把握等の必要がある場合、相談員を当該事業場等に出張させることは差し支えないこと。この場合、予め当該事業場等への連絡をとる必要等もあるので、予め当該労働基準監督署長の承認を受けさせること。
- (4) 相談室を設置する労働基準監督署は、署内に適切な場所を確保するとともに、相談室には所要の表示を行うこと。
- (5) 相談室を設置する労働基準監督署は、相談室の設置、相談日、相談事項等について、関係労使団体等を通じ周知に努めること。
- (6) 相談室の業務に関して、必要に応じ労働衛生指導医等と連絡を取るよう配慮すること。

6 その他

- (1) 相談室に関する庶務（相談室及びその備品の管理、費用の支出等）は各都道府県労働局又は労働基準監督署において処理し、相談業務に関する事務（相談業務の記録、関係資料の整理等）は相談員が行うものとする。
- (2) 相談室において相談を受けたときは、相談員は別に定める相談票を作成し、保存するものとする。この場合、その写しを当該労働基準監督署長に提出するものとする。